二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令案（概要）に対する意見公募手続の結果について

令和８年５月２１日
経済産業省　資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料環境適合利用推進課

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令案（概要）について、意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

１．実施期間等

（１）意見募集期間

令和８年４月８日（水）～令和８年５月７日（木）

（２）実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送及び電子メールにより御意見を募集。

２．提出意見数等

（１）提出意見数：２件

（２）御意見の概要及びそれに対する考え方：別紙のとおり

３．問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課